



基本理念 2

“暮らしを守る”葉山

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野④ 保健

[将来像] だれもがいつまでも心身ともに健やかで、元気に暮らしている

基本施策9 健康づくりの支援・推進

基本施策がめざす姿

- 町民一人ひとりが自らの健康づくりに高い関心を持ち、楽しみながら健康づくり活動に取り組んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
運動を週3回以上している青年期(19歳から39歳)の人の割合	22.8%	50%	健康増進・食育推進計画アンケート
定期的に健康診断・検診を受ける壮年期(40歳から64歳)の人の割合	77.1%	80%	同上
健康だと思える高齢者(65歳以上)の割合	77.6%	82%	同上
自分の歯が20本以上ある80歳以上の割合	30%	50%	同上

現状と課題

- 健康づくりは自ら行動を起こし、その行動を継続することが大切です。町民が保健事業の情報を容易に入手でき、保健事業に楽しく参加し、事業終了後も継続して取り組めるよう支援していくシステムづくりが課題です。
- がんや生活習慣病の予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健康診査、健康診査や各種がん検診を実施するとともに、保健師や管理栄養士による健康相談・健康教育を行っています。町民一人ひとりが検診の重要性を認識できるよう、普及啓発に一層積極的に取り組むことが求められています。また、検診の時間・場所・内容等について、町民の受けやすさに考慮していくことも求められています。
- 新型インフルエンザ等の新しい感染症や災害時の保健活動など、健康危機管理対策について、ソフト面、ハード面の強化が必要です。

基本方針

- 町民自らが健康づくりを実践・継続できるよう、きっかけづくりに重点を置きながら、支援していきます。
- 町民の疾病の傾向を分析しながら、効果的な保健事業の展開を図ります。
- 新型インフルエンザ等感染症や災害発生時の健康危機管理対策を進めます。

具体的な取り組み

単位施策	9 - 01	自発的な健康づくりの支援
------	--------	--------------

健康増進教室などの保健事業、保健福祉地域活動、生涯スポーツ活動、関係機関との連携等を通して、「自分の健康は自分でつくる」という意識の普及・啓発を図り、町ぐるみの健康づくりを推進します。

単位施策	9 - 02	保健・予防対策の推進
------	--------	------------

生活習慣病やがんの予防と早期発見を図るため、健康診査や各種検診を多くの人を受けることが出来るよう、受診しやすい体制を推進するとともに、関係機関と連携し、受診後の相談体制の充実・強化を図ります。

健康危機管理について、正しい知識の普及を様々な機会を捉えて行うとともに、平時から逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会など関係機関と協働で応急対策に関する研修等を推進します。

単位施策	9 - 03	保健センターの役割と取り組み
------	--------	----------------

保健センターを保健活動の中心的役割を担う施設として位置づけます。
また、災害発生時には救護所の拠点施設として機能を発揮するため、医療資機材の整備、充実に努めます。

単位施策	9 - 04	食育事業の推進
------	--------	---------

町民が健全な心身を保ち、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、保健・教育・産業など各部門の連携により、楽しくおいしく食べるための環境づくりや正しい食習慣を身につける事業の実施等により、食育事業を推進します。

協働でできること

- 町民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、健康づくり活動を実践し、町や医療機関等は、その支援を行います。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野⑤ 医療

[将来像] だれもが安心できる医療体制が整っている

基本施策 10 地域医療体制の充実

基本施策がめざす姿

- 町民が身近な地域で、安心して適切かつ良質な医療を受けられる体制が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
逗子・葉山地区の在宅療養支援診療所 ^{*5} の数	8	10	
国民健康保険特定健康診査受診率	24.8%	60%	特定健診受診者数 / 特定健診対象者数 ^{*6}

現状と課題

- 町内の医療機関は平成25年度末現在で、病院1か所、一般診療所16か所、歯科診療所14か所があり、初期医療については、概ね充足しています。また、平日夜間と休日昼間の一次救急医療は、逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉地域医療センターの協力により対応しています。二次救急医療については、逗葉医師会、横須賀市医師会及び三浦市医師会の協力により広域対応しており、今後も同様の体制が基本となります。
- 高齢化が進む中、在宅医療のニーズが高まっており、逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会を通じて、その推進と、医療と福祉の連携強化のための検討を進めており、地域での在宅医療体制の強化を図っていくことが求められています。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に向け、資格や給付の適正化や、特定健康診査・特定保健指導による疾病予防・重症化防止を推進していくことが重要です。

*5 在宅療養支援診療所とは、24時間連絡を受ける医師等を配置し、訪問看護ステーション等の看護職員や介護支援専門員との連携により、在宅療養している町民を支援する診療所のこと。

*6 特定健診対象者とは、国民健康保険に加入している40歳から74歳の被保険者のこと。

基本方針

- 疾病の状況に応じて適切な治療が受けられるよう、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互連携と機能分担の促進、救急医療体制の充実に努めます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に努めます。

具体的な取り組み

単位施策	10 - 01	かかりつけ医の普及・促進
------	---------	--------------

町民が自ら健康管理の一環としてかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、適切な医療サービスを選択できるよう、地域医療に関する情報提供を充実していきます。

逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会、逗葉地域医療センター、介護保険事業所等と連携し、安心して在宅での療養や看取りができる体制づくりを進めていきます。

単位施策	10 - 02	救急医療体制の強化
------	---------	-----------

町民が緊急時でも安心して適切かつ良質な医療を受けることができるよう、一次救急医療については、逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉地域医療センターと、二次救急医療については、逗葉医師会、横須賀市医師会及び三浦市医師会と連携を図りながら、夜間休日急病の救急医療体制の充実に努めます。

町民に対しては、周知活動などにより救急医療に対する正しい理解を深め、必要な救急活動が適切・迅速に行われるよう協力を求めています。

単位施策	10 - 03	国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営
------	---------	---------------------------

特定健康診査・特定保健指導については、受診勧奨や、受診データの系統的な分析を行い、受診率向上と効果的な保健指導の実施を図ります。

医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知による啓発活動、資格や給付の適正化を行い、国民健康保険・後期高齢者医療保険事業費の逓減を図ります。

協働でできること

- 町民は、自らの健康について、かかりつけ医など専門職に相談し、専門職からの助言・指導を守ります。町は、ジェネリック医薬品の選択や救急車の適正利用を促すなど、町民に対し地域医療の確保に向けた啓発を行います。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野⑥ 福祉

【将来像】 支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 11 地域福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 子ども、高齢者、障害者など地域に暮らす誰もが、孤立することなく、日頃から、相互に支え合って暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
小地域福祉活動推進組織* ⁷ 数	5団体	9団体	
ふれあいいきいきサロン* ⁸ 団体数	10団体	19団体	
社会福祉ボランティア団体数	58団体	64団体	

現状と課題

- 日々の生活で困りごとに直面した時、まずは個人や家庭で解決にあたる「自助」、それが難しい時は地域の身近な人たちで助け合っていく「共助」が生活の基本です。
- 一方、子育てや介護のように以前は「自助」や「共助」で対応していたものであっても、少子高齢化や核家族化の進展や生活様式の変化等により、行政が「公助」として関与するようになったものもあります。
- 地域の生活課題を解決していくためには、地域で育まれてきた「自助・共助」による支え合い、助け合いの力を強化し、「公助」との両輪で支援が必要な人を支えていくことが、いつまでも住みよい葉山町であり続けるためには欠かせないことと言えます。

*7 小地域福祉活動推進組織とは、町内会から大字程度の範囲で、地域住民が主体となり地域福祉を推進するための中核となる組織のこと。

*8 ふれあいいきいきサロンとは、地域住民が中心となって行う地域内交流を推進する活動等のこと。

基本方針

- 町民一人ひとりと、町内(自治)会などの地域団体、ボランティア団体、社会福祉協議会など各種組織・団体、さらには行政機関が連携し、みんなで支えあう地域福祉を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策 11 - 01 身近な地域での支えあい活動の拡大

東日本大震災により、地域で支え合うことの重要性が再認識される中、日頃からのあいさつ・声かけ、近所づきあい、地域での繋がりを深めるとともに、町内(自治)会など地域団体を主体とした小地域福祉活動の展開を図っていきます。

単位施策 11 - 02 福祉意識の啓発とボランティアへの参加の拡大

福祉意識の啓発を強化するとともに、ボランティアへの参加の拡大を働きかけていきます。

単位施策 11 - 03 地域福祉の推進体制の強化

地域福祉の主要な推進主体である社会福祉協議会とともに、地域福祉計画・地域福祉活動計画などをもとに、民生委員児童委員協議会、町内(自治)会、ボランティア連絡協議会、老人クラブなど地域の各種団体と連携し、地域福祉を推進する体制の強化を図っていきます。

協働でできること

- 町民や福祉団体・組織等は自主的に地域福祉活動を推進し、町はその活動が発展していくよう支援していきます。
- 町は、社会福祉協議会と協働で、民間の空き家を活用した福祉活動の場づくりを研究していきます。



基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野⑥ 福祉

[将来像] 支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策12 高齢者福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 高齢者が介護予防や生きがいづくりに精力的に取り組むとともに、要介護状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
介護・介助の必要性はないと考えている人の割合	88.5%	90%	高齢者向けアンケート
普段、自分が健康と思うと考えている人の割合	80.2%	83%	高齢者向けアンケート

現状と課題

- 葉山町の将来人口推計では、65歳以上の高齢者人口は今後大幅な増加はないと考えられるものの、75歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどると予想されます。
- しかしながら、高齢者の健康寿命の延伸を図るとともに、介護が必要な状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを確保し、要支援・要介護状態になることの予防や進行を遅らせる取り組みを推進していくことが求められます。
- 平成27年度から、介護保険制度が改正され、平成29年度までには介護予防通所介護・介護予防訪問介護が地域支援事業^{*9}へ移行されるなど、それぞれの地域に根ざした地域包括ケアシステム^{*10}の構築が求められており、葉山町の特성에応じた事業推進を図っていく必要があります。

基本方針

- 地域包括支援センター*¹¹と協働し、高齢者を地域で支える「地域包括ケア」を推進していきます。
- 介護予防・生きがいづくりを推進し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	12 - 01	地域包括ケアの推進
------	---------	-----------

地域包括支援センターと協働し、高齢者の状態に応じて適切な支援を行うとともに、見守りネットワークの維持・強化を図り、いつまでも地域で安心して暮らし続けられる葉山町ならではの「地域包括ケア」を推進していきます。

単位施策	12 - 02	介護予防・生きがいづくりの推進
------	---------	-----------------

認知症予防教室、介護予防教室、認知症講演会など、介護予防事業の充実を図っていくとともに、老人クラブなど関係団体等と連携しながら、生きがいづくり事業を展開していきます。

単位施策	12 - 03	介護保険サービスの充実
------	---------	-------------

高齢化の進展に伴い介護保険サービスへの需要はますます高まっていくことから、在宅サービスを中心としてニーズに応じた介護保険サービスの充実に努めます。とりわけ、小規模多機能型居宅介護など、地域に根ざしたサービスのニーズに応じた確保に努めます。

協働でできること

- 町は、社会福祉協議会と協働で、地域での住民主体の介護予防・生きがいづくりや地域包括ケアの取り組みを支援していきます。
- 地域ケア会議*¹²等に町民が参画し、地域課題の整理・評価やそれを受けた施策メニューの企画等を、町と町民は協働で進めていきます。

* 9 地域支援事業とは、市町村が実施する介護保険法上の介護予防事業・包括的支援事業・任意事業のこと。

* 10 地域包括ケアシステムとは、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

* 11 地域包括支援センターとは、地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした機関のこと。

* 12 地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアの実現に向けた手法のこと。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野⑥ 福祉

[将来像] 支えあいによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 13 障害児者福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して自分らしく暮らしています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
障害のある人にとって暮らしやすい町だと思う人の割合(回答者:障害のない人)	17%	45%	障害者福祉に関するアンケート
障害のある人にとって暮らしやすい町だと思う人の割合(回答者:障害のある人)	24%	45%	障害者福祉に関するアンケート
相談支援事業所* ¹³ への相談件数	4,795件	7,275件	

現状と課題

- 平成18年に障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神の3障害共通のサービスの展開、就労支援の強化、長期の施設入所・入院から在宅生活への移行をめざした取り組みを推進してきました。
- さらに、障害者自立支援法は平成25年に障害者総合支援法に移行し、相談支援の強化や障害児支援の強化が推進されています。今後も、同法に基づくサービスを充実していくことが求められます。
- 障害者は、一人ひとり、障害の状況や生活課題が異なります。きめ細かく支援ニーズに対応し、地域でいつまでも自立した生活が送れるまちづくりを進めていく必要があります。
- また、家族の高齢化や親亡き後の将来に不安を抱える人も多くなっており、こうした不安を解消する取り組みが求められます。

基本方針

- 障害のある人もない人も、互いに個人の尊厳を重んじ、共に支えあい、共に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

具体的な取り組み

単位施策	13 - 01	相談支援の充実
------	---------	---------

必要な情報を必要な時に提供し、いつでも気軽に相談できる相談支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた適切なサービスやライフステージに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、相談支援の質の向上を図ります。

単位施策	13 - 02	就労の促進
------	---------	-------

働く意欲のある人が可能な限り就労し、働き続けることができるよう、一般就労^{*14}やそれに結びつけるための就労支援、さらには福祉的就労^{*15}の場の充実を図ります。

単位施策	13 - 03	地域での自立生活支援の充実
------	---------	---------------

地域の中に居場所を見い出し、いつまでも自分らしく安心して暮らせるよう、日中活動の場を提供する福祉サービスやグループホームなどの住まいの充実を図るとともに、だれもが障害についての十分な理解を得られるよう、多様な媒体・機会を通じて啓発に努めます。さらに、障害のある人もない人も、共に地域の中で学び育ち交流することで、ノーマライゼーション^{*16}の理念を自然に身に付けていくことができるよう環境整備に努めます。

協働でできること

- 町は、地域での町民主体の障害者支援の取り組みを支援していきます。
- 町は、町民、関係機関とともに構成する葉山町自立支援協議会を運営し、社会資源の発掘・活用や、障害者支援ネットワークの構築、その他支援策の検討を行っていきます。

* 13 障害のある人に必要な情報や障害福祉サービス等を提供するための相談機関のこと。

* 14 一般就労とは、一般企業との雇用契約に基づく就労のこと。

* 15 福祉的就労とは、障害福祉サービスとして働く場が提供される、障害者総合支援法を根拠に設置されている施設での就労のこと。

* 16 ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑦ 緑化推進

[将来像] 緑豊かな環境が保たれている

基本施策14 緑の保全

基本施策がめざす姿

- 良好な緑が適切に保全され、健全な生態系が保たれています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
民有緑地の保全契約面積	4.4ha	現状維持	
アライグマ捕獲数 タイワンリス捕獲数	22頭 362匹	地域からの 排除	

現状と課題

- 町では、平成7年度に「葉山町緑の基本計画」を、平成17年度に同改定版を策定し、風致地区や近郊緑地保全区域等の指定、民有緑地の緑地保全契約の締結などの手法により、緑の保全に努めてきました。
- 今後も、平成28年度に改定が予定される「葉山町緑の基本計画」のもと、様々な手法を活用し、貴重な緑を保全していく必要があります。
- 生態系の保全に向けては、葉山町は、トウキョウサンショウウオやヤマアカガエルなどの希少生物がいることで知られていますが、アライグマやタイワンリスなどの外来生物や有害鳥獣の繁殖が生態系に影響を与えるほか、生活や農業への被害も発生しており、その対策を推進していく必要があります。



基本方針

- 優れた緑の保全を推進するとともに、有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護を推進します。

具体的な取り組み

単位施策	14 - 01	緑の保全活動の促進・支援
------	---------	--------------

首都圏に残された貴重な緑という広域的な観点のもと、「葉山町緑の基本計画」や「葉山町森林整備計画」に沿った保全活動を推進します。

町有緑地については、下草刈り、枝下ろし、松くい虫防除などにより、適切な管理を推進します。

民有緑地については、緑地保全奨励金、枯れ松防除補助金、生け垣設置助成制度等の活用を促進していきます。

単位施策	14 - 02	有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護
------	---------	-------------------

生態系や生活、農業に影響を及ぼす外来生物や有害鳥獣の捕獲事業を推進するとともに、有害鳥獣増加等の原因になり得るペットの飼育放棄などの防止に向けた啓発を進めます。

また、移入生物の増加により生息場所を失った在来生物の保護・管理に努めます。

協働でできること

- 町は、町民やNPO等の協力を得ながら、緑地の維持管理を行うとともに、身近な生物の生息環境の観察など自然環境に関する活動についても、連携して進めていきます。
- 町は、町民や町内ボランティア団体と協働で、竹林などの整備や緑地の管理、間伐材の利用についての研究を進めていきます。
- 町は、町民と協働で、外来生物や有害鳥獣の捕獲事業、在来生物の保護・管理を進めていきます。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

基本施策 15 循環型社会の形成

基本施策がめざす姿

- ごみの資源化・減量化の意識が高まり、町民一人ひとりがそれを実践し、適正に処理されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
リサイクル率	36.1%	45%	資源化量/総排出量
生ごみ処理機普及世帯率	33.2%	50%	生ごみ処理機使用世帯数/世帯数

現状と課題

- 葉山町では、ごみの発生抑制・資源化・減量化を町民と協働で進めていくため、平成22年からの先行実施（試行）を経て、平成26年6月から、全町での「戸別収集」と「資源ステーション収集」を導入しています。
- ごみの発生抑制・資源化・減量化への理解を深める戸別収集・資源ステーション収集を今後も効率的に行っていくことが求められます。
- 町では、ごみの減量化に効果のある生ごみの自家処理の普及にも取り組んでおり、引き続き推進していくことが求められます。
- 葉山町は、一般廃棄物^{*17}の中間処理のための施設や最終処分場を有しておらず、外部委託しています。未利用地が極めて少ない状況からも、町内での処理施設の整備は困難であり、他自治体の協力を得ながら、長期的に適正かつ安定的に処理する体制を確保していく必要があります。

* 17 一般廃棄物とは、事業活動によって排出される金属くずや廃プラスチック類、汚泥などの「産業廃棄物」以外の廃棄物で、主に家庭から排出される廃棄物のこと。

基本方針

- ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民との協働による啓発活動や、きめ細かな戸別収集などにより、ごみの資源化・減量化を推進します。
- 一般廃棄物の処理については、今後も安定的かつ効率的な処理を行います。

具体的な取り組み

単位施策	15 - 01	ごみの資源化・減量化の推進
------	---------	---------------

ごみの発生抑制・資源化・減量化に向け、広報や回覧等を活用した啓発・情報提供や、戸別収集時における収集品目等についての説明、町内会や資源回収業者との協働による資源物分別説明会の開催などを推進します。

また、生ごみの自家処理の普及を図るとともに、高齢者でも使いやすい生ごみ処理容器の調査・研究を行っていきます。さらに、事業系一般廃棄物の削減に向け、事業者が生ごみなどのごみの資源化・減量化に一段と取り組めるような環境を整備していきます。

単位施策	15 - 02	ごみの安定処理
------	---------	---------

ごみの発生抑制・資源化・減量化を進め、可能な限り最終処分量を削減しながら、近隣自治体等とのパートナーシップにより、効率的かつ安定的な一般廃棄物の処理体制の構築に努めていきます。

また、ごみ処理施設においては、保守点検等適正な維持管理を行うとともに、焼却炉については、廃炉に向けた取り組みを計画的に進めていきます。

協働でできること

- 町が募集し、設立したボランティア団体「ごみへらし隊」との協働により、町は、生ごみ処理容器の普及や分別についてのチラシ作りなどに引き続き取り組んでいきます。
- 町は、資源物の集団資源回収を行っている町内（自治）会と実際に資源物の収集を行っている事業者とともに、その地区の住民に対して資源物の分け方などについての説明会を引き続き行っていきます。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑧ 環境共生

[将来像] 環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

基本施策 16 地球温暖化対策の推進

基本施策がめざす姿

- 行政・事業者・町民それぞれが、エネルギー使用量の無駄をなくすための方法を見出し、実践しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
葉山町の事務事業において排出される温室効果ガス量(本庁舎及び出先機関)	3,021,288 (kg-CO ₂ * ¹⁸)	2,960,374 (kg-CO ₂)	第四期葉山町地球温暖化防止対策実行計画の排出係数に基づく

現状と課題

- 京都議定書*¹⁹により、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減目標が示され、町民と協働で削減に取り組んでいくことが求められています。
- 地球温暖化防止対策のために、町では現在、太陽光発電設備のみ補助制度を設けています。国、県ともに補助内容を変更し、太陽光発電設備以外の機器導入も推進しているため、町としても補助メニューを検討していく必要があります。
- ごみ焼却炉の休止、し尿の下水道投入などにより、地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量は大幅に減少しています。さらなる温室効果ガス削減のため、庁舎内において節電の取り組みやエネルギー利用システムの積極的導入などを行う必要があります。

* 18 kg-CO₂とは、二酸化炭素の排出量を表す単位のこと。

* 19 京都議定書とは、平成9年(1997年)に京都で開催された温暖化防止のための国際会議(気候変動枠組条約締約国会議)において採択された二酸化炭素(CO₂)など6種類の温室効果ガスを、先進国全体で削減することを義務づけた議定書のこと。

基本方針

- 温室効果ガスの削減をめざし、町民と協働で省エネ・創エネ・蓄エネ化を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策	16 - 01	資源エネルギー対策の促進
------	---------	--------------

行政自らが率先して、資源再生利用や省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、町民、事業者に対する情報提供や意識啓発を進め環境に優しい資源対策などを積極的に進めます。

引き続き、太陽光発電設備補助の推進、さらには再生可能エネルギー^{*20}の利用促進、蓄エネルギーの促進等に関する新たな補助制度の導入検討などにより、多くの町民が資源再生利用や省エネルギーの推進をするよう働きかけていきます。

協働でできること

- 町民・事業者が再生可能エネルギーを推進するために、町は、補助制度等で支援していきます。
- 町は、町民とともに、環境に負荷を与えないエネルギーの利用について調査・研究し、省エネ・創エネ・蓄エネの設備やシステム等の町内への普及を図っていきます。



* 20 再生可能エネルギーとは、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑨ 水環境

[将来像] 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 17 公共下水道事業の推進

基本施策がめざす姿

- 事業計画に基づき公共下水道が整備され、川や海の水質が目標値を保っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
下水道人口普及率	59.0%	73%	下水道利用人口/総人口
放流先の水質 (BOD 値* ²¹)	9.5mg/L 以下	9.5mg/L 以下	

現状と課題

- 葉山町の公共下水道は、快適な生活環境を確保するとともに、川や海の水質保全を図り美しい水環境を次の世代へ引き継ぐため、単独公共下水道として平成11年3月より一部供用を開始し、平成25年度末までの人口普及率は59.0%となっています。
- 整備の進捗状況にあわせて、事業計画を見直し、直近では平成23年度に策定した事業計画に基づき、社会情勢や財政状況を考慮しながら約391haを対象に事業を進めています。
- 今後は、平成25年度に耐震診断を実施した葉山中継ポンプ場の耐震補強や津波対策などを推進するとともに、より一層の経営の健全性の確保と経営基盤の明確化を図るため、公営企業会計を導入していくことが求められています。

* 21 BOD 値とは、微生物が汚れ(有機物)を食べるために使った酸素の量のこと。

基本方針

- コストの縮減を図りながら、公共下水道整備を進めるとともに、接続率の向上に向け積極的に普及啓発活動を実施します。
- 公共下水道施設等を適切に管理するとともに事業を効率的に運営します。

具体的な取り組み

単位施策	17 - 01	公共下水道の整備推進と普及・促進
------	---------	------------------

最少の経費で最大の効果を得られるようコストの縮減を行い、効率的かつ計画的に管路や施設の整備を推進し、処理区域の拡大を図ります。

また、公共下水道処理区域内の未接続家屋に対する普及啓発活動を推進するとともに、接続への補助を行い、水洗化を促進していきます。

単位施策	17 - 02	公共下水道施設の適正な運営
------	---------	---------------

公共下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化、耐震化、津波対策などを計画的に進めます。また、より高い水質保全レベルをめざし、必要に応じて高度処理を導入します。

また、公営企業会計の導入を進めていきます。

協働でできること

- 町が的確な情報を提供することにより、町民一人ひとりが、公共下水道の役割について適切に認識し、川や海の水環境の保全に努めることを促します。
- 町と町民は、油など、河川に負荷を与える生活排水の発生抑制に努めます。
- 町と地域住民や子どもたちが協働で、水辺の生物の観察会など、葉山の生態系に関する学習を行います。



下水道処理施設から処理水の放流

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

施策分野⑨ 水環境

[将来像] 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 18 合併処理浄化槽の整備

基本施策がめざす姿

- 合併処理浄化槽により、下水道区域外の生活排水が適切に処理されています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
合併処理浄化槽人口 (市街化調整区域)	668人	1,000人	合併処理浄化槽を使用している人数
法定検査受検率	25.2%	50%	法定検査受検世帯数 / 浄化槽使用世帯数

現状と課題

- 葉山町では、市街化調整区域の生活排水処理対策として、し尿と生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽の普及を図っています。し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、法により合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。汲取り便槽や単独処理浄化槽からの転換件数は年1～2件程度ですが、新築や建築確認を伴う改築により、合併処理浄化槽の整備率は上昇しています。
- 浄化槽は、適正な維持管理のために、法定検査を各家庭で受ける必要がありますが、その受検率が25%程度と低く、その底上げを図っていく必要があります。

基本方針

- 市街化調整区域における生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及促進、維持管理の啓発を進めていきます。

具体的な取り組み

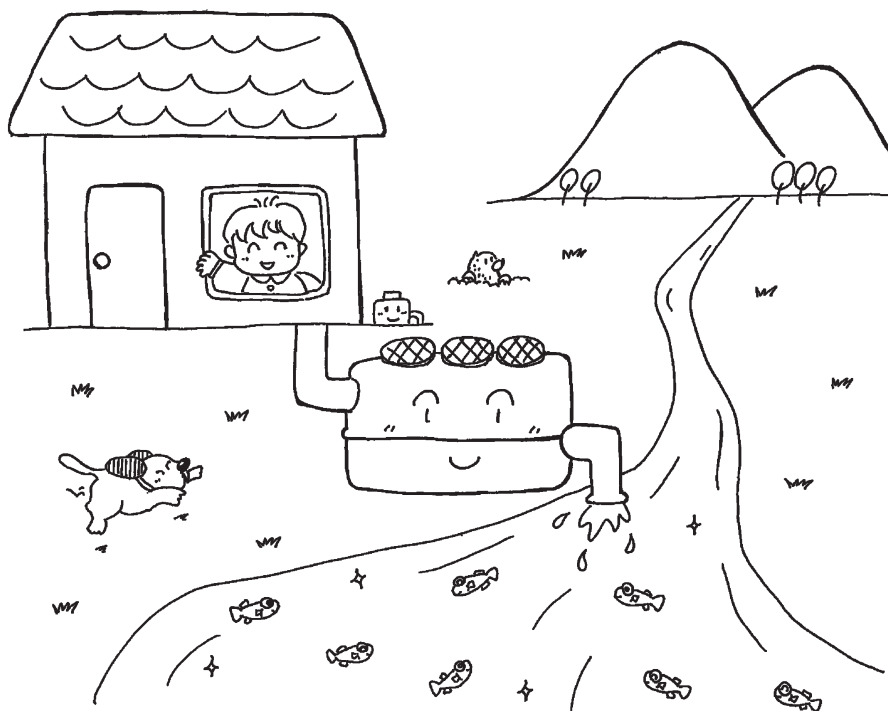
単位施策	18 - 01	合併処理浄化槽の普及・促進
------	---------	---------------

汲取り便槽や単独処理浄化槽が川や海に与える影響、合併処理浄化槽の重要性等について、広報やホームページなどを通じて啓発していきます。

汲取り便槽や単独処理浄化槽からの転換費用の一部補助や、合併処理浄化槽の適正な維持管理に対する一部補助を通じて、合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理を図っていきます。

協働でできること

- 町が的確な情報を提供することにより、町民一人ひとりが、浄化槽の役割について適切に認識し、川や海の水環境の保全に努めることを促します。
- 町と町民は、油など、河川に負荷を与える生活排水の発生抑制に努めます。
- 町と地域住民や子どもたちが協働で、水辺の生物の観察会など、葉山の生態系に関する学習を行います。



神奈川県生活水保全協会県南支部資料より

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑩ 消防・救急

[将来像] 生命や財産が守られ、だれもが安心できる消防・救急体制ができている

基本施策 19 消防・救急体制の確立

基本施策がめざす姿

- 複雑多様化・大規模化する火災・災害による被害を最小限に抑え、増大する救急需要に対応するため、町の規模に対して十分な消防・救急力が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
住宅用火災警報器設置率	78.7%	100%	設置済住戸数 / 調査対象住戸数
消防団員の充足率	94.4%	100%	実団員数 / 定員数
消防水利の充足率	95.8%	100%	現有水利数 / 国基準水利数

現状と課題

- 葉山町の消防・救急体制は、常備の消防本部・消防署と非常備の消防団となっています。
- 常備消防は、複雑多様化する火災・災害、増加する救急需要に対応するため、業務の高度化・専門化が求められているとともに、効果的・効率的な車両の整備・更新を行う必要があります。また、消防職員については、消防力の整備指針における充足率が低い状況にあり、その対応が課題となっています。
- 非常備消防については、消防団の消防力を強化していくための支援を充実していく必要があります。

基本方針

- 安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、多様化する火災・災害等に迅速・的確に対応できる消防・救急体制づくりを進めます。

具体的な取り組み

単位施策	19 - 01	消防組織の強化
------	---------	---------

消防組織をさらに効果的・効率的に運営できる消防職員の確保及び組織体制を構築していきます。

また、地域防災体制の中核的存在である消防団の充実・強化を図るとともに、女性消防団員の入団を促進します。

単位施策	19 - 02	施設・設備の整備・充実
------	---------	-------------

少ない水で迅速・確実に消火できる圧縮空気泡消火装置の付いた消防車、中高層建物に対応できる消防車、高規格救急車、指揮車などの計画的かつ効果的な車両更新等を進めるとともに、資機材の配備や消防水利の充実を図ります。

また、近隣市との消防指令業務の共同化を行い、迅速な出場体制、相互応援体制を確立していきます。

さらに、老朽化した消防団詰所の建替え、消防団の消防ポンプ車、可搬ポンプ等の資機材の更新、消防団員の装備の充実を図ります。

単位施策	19 - 03	火災予防体制の強化
------	---------	-----------

防火に関する啓発活動や指導を随時行い、火災予防を徹底します。

単位施策	19 - 04	救急体制の強化
------	---------	---------

救命効果の向上を図るため、救急資機材の充実、救急隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との連携強化を図ります。

また、ICT^{*22}などを活用した医療機関との情報共有化を確立していきます。

協働でできること

- 町は、防火に関する啓発活動への町民の参加を促し、防火意識の高揚を図ります。
- 町は、多くの町民が応急手当の技術を習得できるよう支援します。

* 22 ICTとは、Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑪ 防災

【将来像】 災害に強い、安全なまちになっている

基本施策20 災害に強いまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

- 大規模災害発生時にも、迅速に対応できる体制が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
町内(自治)会等訓練回数	21回	32回	
防災メール登録件数	5,121件	5,800件	

現状と課題

- 葉山町では、東日本大震災や各地で頻発する豪雨災害の教訓、さらには南海トラフ巨大地震、首都直下型地震に関する新しい知見をもとに、平成25年度に地域防災計画を改定しました。この計画に基づき、町民一人ひとりの防災意識の高揚や地域の防災活動の支援を通じて、町民と行政が一体となった地域防災対策を推進していく必要があります。
- 災害情報を町民に確実に伝えるために、防災行政無線を柱とした情報伝達を強化するとともに、それが聞こえづらいときの補完手段の確保を図る必要があります。
- 葉山町単独では対応できない大規模災害に対し、各機関等との協定などによる広域応援・受援体制を充実していくことが必要です。
- 津波や夜間災害における避難路の整備や崖地対策、ライフライン施設の強靱化など、災害対策のハード事業を継続的に推進していく必要があります。
- 福祉的な配慮が必要な人が安心して避難できる避難場所の確保を図っていく必要があります。
- 風水害と地震など、複合災害に対する対策の強化が求められます。

基本方針

- 災害発生時の被害の半減を目標に、日頃からの災害予防対策を進め、自助・共助・公助による適切な役割分担により、地域防災力を高めていきます。

具体的な取り組み

単位施策	20 - 01	防災意識の高揚と自主防災活動の促進
------	---------	-------------------

地域住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いて啓発活動を推進します。

防災訓練や資機材購入の支援などを通じて、自主防災組織や女性防火防災クラブなどによる自主防災活動の活性化を図っていきます。

単位施策	20 - 02	応急体制の強化
------	---------	---------

避難行動要支援者*²³を関係機関が的確に把握し、迅速な避難誘導、避難所での適切な支援ができる体制づくりを進めます。また、観光客など一時滞在者の避難対策を推進します。

また、町内事業所や近隣・遠方の自治体等との災害時応援協定の締結など、関係機関との連携強化に努めます。

放射性物質汚染についても、関係機関と連携し、放射線量の測定や避難指示及び避難誘導、安定ヨウ素剤の配布など、迅速な応急対策が行われる体制づくりに努めます。

単位施策	20 - 03	防災基盤の整備
------	---------	---------

防災行政無線の適切な保守運用に努めるとともに、聞きづらい時の補完手段の充実や周知を図ります。

また、被害想定に基づき、防災資機材や備蓄食糧、生活必需品などの分散備蓄に努めます。

さらに、耐震補強や土砂災害防止対策について、関係機関と連携しながら事業を進めるほか、災害廃棄物処理体制について検討を進めます。

協働でできること

- 町は、自主防災組織の防災訓練などへの積極的な参加を促進するとともに、各種マップ等の作成や改訂にあたっては、地域住民の声の反映に努めます。
- 町は、各家庭・事業所による水や食料の適切な備蓄を促します。

* 23 避難行動要支援者とは、高齢者や障害者など、災害時に身を守ることが困難な者のこと。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑫ 防犯・交通安全・相談

[将来像] だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

基本施策21 防犯・交通安全対策の推進

基本施策がめざす姿

- 地域ぐるみで防犯対策・交通安全対策を進め、犯罪・交通事故の発生が限りなく減少しています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
犯罪発生件数	130件	0件	
交通事故発生件数	113件	0件	

現状と課題

- わが国の一般刑法犯罪発生件数は、戦後最高であった平成14年の人口1万人あたり238件をピークに減少傾向にあり、平成25年には105件となっています。葉山町においても、平成16年の年間284件から平成25年には130件と減少しています。
- 減少の要因は、年少人口の減少に伴う少年犯罪の減少、平成に入り急増した外国人による窃盗への対策強化などがあげられますが、犯罪発生件数減少の一方で、近年はインターネットを利用した犯罪など、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、引き続き、警察をはじめ、防犯協会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、犯罪の減少・撲滅にむけた取り組みを進めていく必要があります。
- 葉山町の交通事故発生件数は、平成16年の214件から平成25年には113件と減少傾向にあります。しかし、狭あいで見通しの悪い道路が多い本町では、高齢化の進展もあいまって、交通安全対策はなお一層重要と言え、さらなる交通安全意識の啓発を図っていくことが必要です。

基本方針

- 防犯・交通安全に関する情報の的確な提供とルール・マナーの啓発などにより、犯罪・事故の低減・撲滅を図ります。

具体的な取り組み

単位施策	21 - 01	防犯対策の推進
------	---------	---------

時機をとらえた防犯情報の提供、青パト*²⁴による定期的な巡回、地域の防犯パトロールの支援など各種団体と連携した啓発活動を推進します。

単位施策	21 - 02	交通安全対策の推進
------	---------	-----------

交通安全キャンペーンをはじめ各種啓発活動を展開します。

協働でできること

- 町は、一人ひとりがルールやマナーを守り、地域での防犯活動・交通安全活動へ積極的に参加・協力していくことを促進します。
- 町と警察署や交通安全協会、防犯協会、町内(自治)会が連携して、防犯活動・交通安全活動に取り組みます。



交通安全キャンペーン

* 24 青パトとは、青色回転灯装着車両による自主防犯パトロールのこと。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑫ 防犯・交通安全・相談

〔将来像〕 だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

基本施策22 各種相談体制の確立

基本施策がめざす姿

- 消費生活相談をはじめ、各種専門相談の体制を確保し、町民の生活課題の解決につながっています。

まちづくり指標

指標名	現状値	めざそう値	備考
	平成25年度	平成32年度	
消費生活講座の開催	0回	6回	
消費生活相談の開設日	週1日	週3日	

現状と課題

- 社会・経済が発展する中で、人に相談しにくいトラブルなどに悩む町民は少なくありません。また、経済的理由から、民間の相談機関に相談できないケースも多くあります。こうした時のセーフティネットとして、町では、消費生活相談、人権相談、行政相談、法律相談、教育相談など各種の相談活動を進めています。
- 町職員だけでは、専門性、マンパワーに限界があることから、弁護士をはじめ、専門相談員に依頼して相談活動を展開していますが、相談日の開設頻度など課題もあります。今後も、こうした相談活動を引き続き推進するとともに、複雑かつ多様化する生活課題に的確に対応して相談メニューを拡大していくことが求められます。

基本方針

- 町民ニーズに沿った相談活動を展開するとともに、問題解決のきっかけづくりのため講座を拡充していきます。

具体的な取り組み

単位施策	22 - 01	相談体制の充実
------	---------	---------

生活課題の解決につながるよう、専門相談窓口を引き続き開設していきます。
 法律相談や司法書士相談で多くを占める「相続」については、個別講座を開設し、啓発活動を強化していきます。

単位施策	22 - 02	消費生活問題への対応
------	---------	------------

消費者トラブルや被害を防止、解決するため、消費生活相談や情報提供、講座の充実に努めます。

協働でできること

- 町は、隣地の騒音、雑草の繁茂などの相隣関係を、町内（自治）会と協力して問題解決に努めます。
- 町は、生活課題の解決のきっかけにつながるよう、各種講座の開催にあたって、町内（自治）会など地域団体に積極的に参加を呼びかけます。



